

国民年金学生納付特例制度の申請手続きについて

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

学生納付特例制度は、本人の所得が一定以下の学生が申請すれば、国民年金の保険料を納めることが猶予される制度です。

本学は学生納付特例事務法人の指定を受けており、学生支援課で国民年金の学生納付特例制度の申請ができます。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

1 対象

本学に在学する学生で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準値以下の方*科目等履修生や研究生は対象にはなりません。

本年度の所得基準（申請者本人のみ）・・・128万円+扶養親族等の数×38万円

2 申請できる期間

過去期間は申請書が受理された月から2年1ヶ月前まで、将来期間は年度末まで申請できます。ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月又は20歳の誕生日から同年度の3月までとなりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。

なお、申請は**毎年必要**です。

3 申請に必要な書類

【提出書類】

- ①「国民年金保険料学生納付特例申請書」

【確認書類】

- ①学生証
- ②基礎情報個人番号等の番号確認書類
 - ・申請書 A 個人情報①に基礎年金番号を記載した場合 **年金手帳**
 - ・申請書 A 個人情報①に個人番号を記載した場合 **マイナンバーカード、通知カードのいずれか1点と運転免許書、パスポート、在留カードなどのいずれか1点 計2点**

※①は必須。②は申請書記載内容によりどちらか。

国民年金保険料学生納付特例申請書【全員共通】(PDF 248KB)及び記入例 (PDF 386KB)
<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.files/23.pdf>

※提出は、3枚目の申請書のみで結構です。下段確認書類は、受付窓口で確認しますので、コピーの提出は不要です。

※申請書は、十分注意事項をよく読んで作成してください。

ダウンロードできない場合は、学生支援課まで書類を取りに来てください。

その他年金制度については、こちらをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（学外サイト）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>

4 申請して承認された場合

承認通知書が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には含まれますが、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。このため、将来、満額の老齢基礎年金を受けるために、10年間のうちに保険料を納付（追納）することができる仕組みとなっていますので、忘れずに追納してください。

既に保険料を納めた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。

5 届け出が遅れた場合

学生納付特例制度は、申請のあった月より2年1ヶ月遡ることができます。

承認される前保険料を納めなければ未納期間となり、その間に万が一の事態が起こっても年金は支給されません。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

6 提出先

教学センター学生支援課

7 お問い合わせ先

教学センター学生支援課

TEL：072-265-7127

Mail：gakusei@hagoromo.ac.jp